

子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業について

子育て世帯（１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある者を含む世帯）の移住定住の促進及び中古住宅等の活用促進を目的として、市内の中古住宅等の改修工事を実施される場合、予算の範囲内において、子育て世帯に補助金を交付します。

1 対象建築物

- ・名張市内にある概ね一年以上居住その他の使用がなされていない空家住宅又は空き建築物であること。
- ・工事に係る中古住宅等は耐震性を満足するもの（当該事業のリノベーション等により耐震基準を満足する場合を含む。）であること。

2 対象者

次のア～ウのいずれかに該当する者であること。

- ア. 子育て世帯の移住者のうち、補助金交付決定の日の翌日から、工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日までの間に転入届を提出する者
- イ. 子育て世帯の移住者と売買契約または賃貸契約を交わした中古住宅等の所有者
- ウ. 子育て世帯の市内居住者のうち、補助金交付の決定の日の翌日から、工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日までの間に転居届を提出する者（申請者は本市に住民登録をして 5 年が経過するまでの者であって、賃貸物件に居住し、又はその者とその者の配偶者以外の者が所有する住宅に親族等と同居しているものに限る。）

3 対象工事

- ・補助対象者が実施するリノベーション等（外構工事や容易に取り外しができるものを設置する工事等を除く）で補助金交付申請年度の 2 月末までに工事が完了するものであること。
- ・市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものであること。

4 補助金の額

- ・改修費用の 3 分の 1 以内とし、上限は 120 万円

5 募集締め切り ※予算がなくなり次第終了します。

- ・令和 6 年 10 月 31 日まで
→令和 6 年 11 月 29 日まで延長しました。



6 注意事項

- ・補助を受けられてから、名張市に 10 年間は居住いただくことなどの条件があります。その他にも条件がありますので、必ず事前に住宅室までお問い合わせください。
- ・工事の着手後の申請は補助対象外です。必ず交付申請を行い、交付決定通知を受けてから工事請負契約・着工を行ってください。
- ・事業に着手した場合は、事業等着手報告書を提出してください。また、事業完了後には、実績報告書を工事完了日から 30 日を経過した日又は補助金交付申請年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。（※着手報告書・実績報告書等の様式は、補助金を交付することが決定した方にお渡します。）

問い合わせ先：名張市 都市整備部 住宅室
電話：0595-63-7740
E-mail：jutaku@city.nabari.lg.jp